



介護老人福祉施設 かなしろうず園 利用料金表

(事業所番号 2470300308)

〒513-0821 三重県鈴鹿市地子町字金生水814-30

TEL:059-383-0955

利用者負担額(月額) ※令和6年8月1日～ 適用

単位:円

要介護度	サービス利用料 (1割負担額)		食費	居住費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食費:9000円 居住費:0円	第2段階の方 食費:11,700円 居住費:12,900円	第3段階①の方 食費:19,500 居住費:12,900円	第3段階②の方 食費:40,800 居住費:12,900円
	一日当たり	一ヶ月当たり							
1	808	24,240	52,500	27,450	104,190	33,240	48,840	56,640	77,940
2	890	26,700	52,500	27,450	106,650	35,700	51,300	59,100	80,400
3	976	29,280	52,500	27,450	109,230	38,280	53,880	61,680	82,980
4	1058	31,740	52,500	27,450	111,690	40,740	56,340	64,140	85,440
5	1138	34,140	52,500	27,450	114,090	43,140	58,740	66,540	87,840

※サービス利用料には各種加算(体制加算等)が含まれています。

※一ヶ月は30日で計算しています。

※利用される方の所得に応じて負担割合が変わります(表記は1割負担の料金です)。

加算サービス各種内訳 ※色分け部は選択者のみ

サービス内容略称(算定項目)	単位数	備考
日常生活継続支援加算	36(日)	日常生活が継続できるよう支援する体制を整えている際に算定可能
看護体制加算 (Ⅰ)口	4(日)	指定されている看護人員に加えて必要数配置した場合、その他夜間緊急体制等を整備した事業所が算定
看護体制加算 (Ⅱ)口	8(日)	
夜勤職員配置加算 (Ⅲ)口	16(日)	夜間帯に指定されている人員配置を上回った際に算定
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100(月)	外部のリハビリテーション専門職等と連携し共同でアセスメントを行い、計画を作成。他職種が協働して計画に基づき計画定期に機能訓練を実施した際に算定
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12(日)	機能訓練指導員等が個々の状態に合わせ計画を作成、計画に基づいて機能訓練を実施した際に算定
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20(月)	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している方の訓練計画の内容等を厚生労働省に提出して必要な情報を活用すると算定可能
個別機能訓練加算(Ⅲ)	20(月)	個別機能訓練加算Ⅱを算定している方で口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定していると算定可能
精神科医療養指導加算	5(日)	2回/月以上精神科の医師による訪問診療を受けている際に算定
自立支援促進加算	280(月)	定期的に医学的評価を見直しをおこない、多職種で支援計画を作成して定期的に見直した際に算定
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40(月)	利用者様ごとに必要な基本的な情報を厚生労働省に提出している事
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50(月)	科学介護推進体制加算(Ⅰ)に加えて疾病の状況を厚生労働省に提出している事
地域加算 (6級)	10.27円	—
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	0.14掛け	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)、介護職員等特定処遇改善(Ⅰ)、ベースアップ等支援加算の一本化
初期加算	30(日)	入所日から30日以内の期間、1ヶ月以上の入院後の再入所も同様に算定
安全対策体制加算	20(回)	入所月のみ 施設内に安全対策部門を設置
外泊時費用	246(日)	入院及び外泊された場合。(6日/月を限度として)
若年性認知症受入加算	120(日)	若年性認知症の方を受け入れた場合に算定(65歳以下の方)
退所前連携加算	500(回)	入所者が在宅サービス移行により、居宅介護支援事業者と連携した場合算定(1回限り)
退所時相談援助加算	400(回)	入所者が在宅サービス移行により、居宅介護支援事業者に対して、入所者の介護状況の文書等で情報を提供した場合に算定(1回限り)
経口維持加算 (Ⅰ)	400(月)	摂取機能障害を有している方の経口維持計画を作成している場合算定(180日以内の期間)
経口維持加算 (Ⅱ)	100(月)	経口による食事摂取を継続出来るよう観察/会議等に歯科衛生士が加わった際に算定
栄養ケアマネジメント強化加算	11(日)	管理栄養士を規定数以上配置し、多職種で定期的に食事観察等をおこない、栄養計画書を作成して厚生労働省に提出して必要な情報を活用すると算定可能
再入所時栄養連携加算	200(回)	入院され再入所する際、病院等の管理栄養士と連携して栄養計画書を作成した場合に算定
ADL維持等加算(Ⅰ)	30(月)	ADLを測定して、評価日にADLが維持向上している場合に算定
ADL維持等加算(Ⅱ)	60(月)	ADLを測定して、評価日にADLが向上している場合に算定
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110(月)	歯科医師若しくは歯科衛生士による定期的な訪問、口腔内状態把握等を行い利用者の口腔状態を維持改善を図る支援を行っている場合に算定
療養食加算	6(回)	管理栄養士が個別にて適切な栄養量及び内容の食事提供の管理をしている場合算定(一日三回まで)
看取り介護加算Ⅱ 1	72(日)	死亡日以前45日～31日
看取り介護加算Ⅱ 2	144(日)	死亡日以前4日～30日
看取り介護加算Ⅱ 3	780(日)	死亡日以前日～前々日
看取り介護加算Ⅱ 4	1580(日)	死亡日
配置医師緊急時対応加算	325(回)	配置医師が施設の求めに応じ日中であっても通常の勤務時間外に訪問し入所者の診察を行った際に算定
配置医師緊急時対応加算	650(回)	配置医師が施設の求めに応じ早朝・夜間に施設に訪問し入所者の診察を行った際に算定
配置医師緊急時対応加算	1300(回)	配置医師が施設の求めに応じ深夜に施設に訪問し入所者の診察を行った際に算定

介護保険負担限度額認定について ※市町村に必要書類を提示

第1段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方・生活保護を受給している方	預貯金等の資産・単身:1000万円以下 夫婦:2000万円以下
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税・非課税年金収入の合計が80万円以下の方	預貯金等の資産・単身:650万円以下 夫婦:1650万円以下
第3段階①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税・非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等の資産・単身:550万円以下 夫婦:1550万円以下
第3段階②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税・非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等の資産・単身:500万円以下 夫婦:1500万円以下
第4段階	上記以外の方	

その他の負担減免制度について ※市町村に必要書類を提示

社会福祉法人による利用者負担減免制度	低所得者への支援の一環として実施。対象者は利用者負担金額分が1/4(若しくは1/2)となる
高額介護サービス費について	介護サービス受給に際して自己負担分が高額になった場合、市町村が認めた方に対して補助が行われる制度です。